

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

〔事案〕

〔1〕 A 県立 B 高等学校は、以下のように、校則で学校内での生徒の政治活動を禁止している。

「1、学校内では、以下に掲げる政治活動を禁じます。

- 一 特定の政党や候補者への投票を呼びかける活動
- 二 特定の政党や候補者の集会への勧誘
- 三 政党や候補者のポスターの掲示やビラ（チラシ）の配布
- 四 その他、学校における政治的中立を損なう行為」

〔2〕 B 高等学校1年生の X は高校進学後、政治への関心を強め、動画投稿サイトで C 党が教育予算の大幅な拡充を訴えていることを知り、C 党の支持者となった。X は、友人らとともに休み時間や登下校時に C 党の演説会のチラシや C 党の宣伝用パンフレットを校内で配布した。

X が C 党のチラシやパンフレットを配布しているところを目撃した B 高等学校教員は、X に対し、「学校内での政治活動は校則に違反するからやめなさい」と制止したが、X は生徒にも表現の自由があり、授業や課外活動の妨害はしていないと主張して配布をやめなかった。

〔3〕 B 高等学校校長 Y は、①X はいまだ未成年であり政治的な問題についての判断能力が未熟なこと、②学校内で X が行った政治活動は、他の学生の学業に支障を及ぼし、生徒間に政治的対立を生じさせるなどして学校教育の円滑な実施に支障を及ぼすと認められること、③高等学校は、学校施設の物的管理の上での支障が生じないように、生徒の政治活動を制限・禁止する必要があることを理由に、生徒懲戒規定に定める「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」に該当するとして、X を1ヶ月の停学処分に処した。停学処分後も X は校内でのチラシ配布等を継続したため、再び1ヶ月の停学処分を受けた。2度の停学処分を受けても X が校内での政治活動を止めず、今後も政治活動を継続する意思を表明したため、校長 Y は、「当該生徒に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむを得ない」と判断し、必要な手続を経たうえで X を退学処分とした（以下「本件処分」という。）。

〔4〕 X は本件処分の取消しを求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。

問1 本件訴えにおいて、校長 Y の側は、学校が、生徒の規律に関して包括的な権能を有する特殊な部分社会であって、学校内部の問題は司法審査の対象とならないとの主張を行った。この主張の根拠と問題事例における適否について検討しなさい。

問2 本件処分が憲法に違反するとの主張を、[3] ①、②及び③の処分理由に反論しつつ、具体的に論じなさい。